

## 第3部

# 計画の推進体制と進行管理

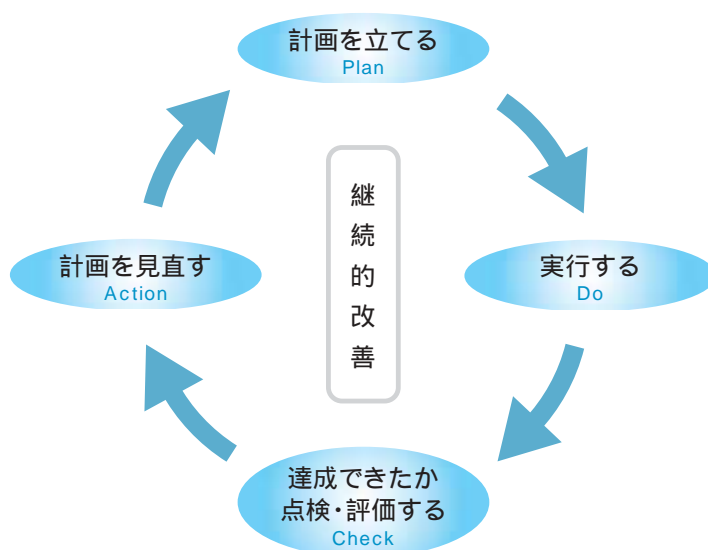
猪名川町の望ましい環境像の実現を目指し、「環境基本計画」の目標を達成していくために、策定後の推進体制を確立するとともにその進行管理を行います。

## 1. 住民、事業者、NPO(\*11)、町の連携

町は、環境基本計画を推進するため、住民、事業者、NPO(\*11)と協働し、目標の実現や施策の推進を図り、それぞれの自主的な活動を支援します。また、住民、事業者、町で構成する猪名川町環境住民会議に計画の進捗状況を報告し、その提言を計画の推進に反映させるとともに各主体がそれぞれの役割を果たしつつ、一体となって取り組みます。

## 2. 行政における推進体制

本計画に掲げた施策の効果的推進及び総合的な調整を図るため、環境マネジメントシステム(\*15)により、P(計画)D(実施及び運用)C(点検及び是正処置)A(見直し)サイクルを回しながら継続的に環境への改善に取り組みます。また、庁内組織として環境マネジメントシステム(\*15)に規定する「環境管理委員会」により推進していきます。



\*11 NPO……………P67

\*15 環境マネジメントシステム…P68

### 3. 猪名川町環境審議会

町は、猪名川町環境の保全と創造に関する条例第18条に規定されている猪名川町環境審議会に対し、計画の策定、変更及び計画の進行管理に関して専門的な見地からの意見を求め、その意見を受け、計画の推進に反映させます。

### 4. 進捗状況の把握・公表

町の環境の現況や環境への負荷の状況及び住民、事業者の取り組み状況などを把握し、環境基本計画の進捗状況とともに公表します。



鎌倉地区不動尊の滝